

## 不動産購入～後悔しないための3カ条～



**契約の印を押す前に！**

『契約を結んだら、簡単に解約はできない。』

### その1 急がされても見学等の当日にすぐ契約はしないように！

- 「別の人でも欲しがっている。早く決断しないと売れてしまう。」はよくある話。
- 自分のペースで**じっくり時間をかけて検討しましょう。

現地や周辺の状況は曜日・時間・天候等（雨の日）によっても違います。現地確認は業者に案内されるだけでなく、最低2回以上、自分の目と足で確かめることが大切です。

- 申込金等を求められた場合は、返還の可否について必ず確認しましょう。

### その2 「重要事項説明書※1」の疑問点は必ず確認すること

- 重要事項説明は、契約前のできるだけ早い時期に受けましょう。
- 疑問点や理解できない内容については、合意（記名押印）する前に確認しましょう。

業者との口約束は、あとで、言った言わないのトラブルになることが多いです。大事な約束は、必ず具体的に書面に記載してもらい、お互いで内容を確認しておきましょう。

（※1 重要事項説明書とは：土地建物の利用制限やローン利用の内容など、取引に関する重要な事項を記載した書類。）

### その3 「契約解除」のトラブルは多い。事前に知識を得ておくこと

- 契約が成立した以上は、原則として一方的に解除することはできません。

「やはり、個人の都合でこの契約は無かったことに」という話は通用しません。

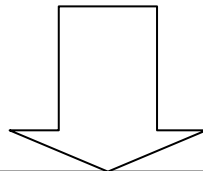
- 場合によっては、違約金や損害賠償金を支払わなくてはならないこともあります。

一口に契約解除と言っても、さまざまな契約解除の方法があります。

（手付放棄解除、契約違反による解除、ローン特約による白紙解除、買換え特約解除など）

解除することになった場合を想定し、どのような場合に、どの程度のペナルティーがあるのか、事前に制度を理解した上で、契約条項を確認し、契約に臨みましょう。

詳しくは



★**まず**下記情報サイトやガイドブック等で**不動産売買の知識**を得ましょう！

（財団法人不動産適正取引推進機構）：<http://www.retio.or.jp/info/index.html>

（不動産ジャパン）：<http://www.fudousan.or.jp/top/buy.html>